

# 筑北村村政情報放送における従業員募集やイベント・行事等の放送について

## 1 目的

筑北村防災ラジオ（全世帯設置済み）で放送している村政情報放送に、地域の雇用の情報やイベント情報等についても拡大し、地域の雇用促進や地域活動の活性化を図ります。

## 2 放送時間帯

**毎週日曜日 19時55分から**（放送時間は2分30秒程度）

※村政情報放送「広報ちくほく」は年末年始を除く毎日3回（6時25分、12時30分、19時55分）放送しており、本件については毎週日曜日の19時55分の放送枠で実施します。

※依頼件数が多く、放送時間内に収まらない場合は、放送回数や日程などを考慮して村が判断して放送します。

※依頼案件がない場合は、村政情報を放送します。

## 3 放送開始日

**令和4年9月4日（日）19時55分から開始**

## 4 放送内容

### （1）放送可とする内容

ア 村内の民間企業、事業所等の従業員、職員募集の放送

イ 村内で開催されるイベント・行事等の周知放送

ウ 筑北村が他市町村と設置している広域連合及び一部事務組合の従業員、職員募集及びイベント・行事等の周知放送

### （2）放送不可とする内容

ア 村外の企業、事業所等の従業員、職員募集の放送（（1）ウは除く）

イ 村外で開催されるイベントの放送（（1）ウは除く）

ウ 関係者（周知したい相手）が限定されるイベント等の放送

エ その他、村、あづみ野エフエム放送（株）が放送できないと判断した内容（放送法に抵触する等）

## 5 放送料金 無料

## 6 依頼方法

（1）別紙放送依頼書にて提出してください。

※依頼書は役場窓口で受取るか、村ホームページからダウンロードしてください。

（2）放送希望日の前週の月曜日（6日前）の午後5時までに総務課へ依頼書を提出してください。

（3）依頼書は書面、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出してください。

・ファクシミリ送信先 0263-66-3370

・電子メール送信先 soumu@vill.chikuhoku.lg.jp

## 7 その他

放送内容に関する村民等とのトラブルについては、村は一切の責任を負いません。